

大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護テクノロジーを導入する経費の一部を助成することにより、介護従事者の負担の軽減を図るとともに、介護テクノロジーの普及による働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保に資するため、大分県介護テクノロジー導入支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、介護サービス等事業者が介護テクノロジーを導入するために要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「介護サービス等事業」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく全サービスの事業及び老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）に基づく養護老人ホーム事業及び軽費老人ホーム事業を言う。
- (2) 「介護サービス等事業者」とは、介護サービス等事業を行う者を言う。
- (3) 「介護テクノロジー」とは、実施要領別表1に掲げる機器等を言う。

(補助対象経費、補助率及び補助上限額等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとし、いずれも介護サービス等事業者が県内の介護サービス等事業所で使用するために必要とする経費に限る。ただし、他の補助金等を受けて導入する機器については、補助の対象外とする。

(1) 介護テクノロジーに係る導入経費

(ア) 補助対象経費（購入費用・初期費用・リース料・レンタル料など）

- i 「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供。以下、TAIS」という。）に掲載された介護テクノロジー

実施要領別表1のうち、「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費を対象とする。（掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>）

- ii 介護ソフトの定着促進支援

介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を対象とする。

介護ソフト定着促進費の例：

- ・ 介護ソフトと一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末（リース費用含む））
- ・ 介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- ・ 介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等

- iii その他

iによらず、以下①および②に該当する機器等を対象とする。

- ① 申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、上記iの介護テクノロジーと機能等が同水準と知事が判断した機器等

- ② 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等

その他と認められる例：

- ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） 等

(イ) 補助率

4／5

(ウ) 補助上限額等

i 介護テクノロジーの導入支援

次の表 1 の第 1 欄に定める区分ごとに、(ア) で算出した額と第 2 欄の基準額とを比較して少ない方の額、これに第 3 欄の補助対象台（セット）を乗じた額を補助額とする

(表 1)

1 補助対象経費	2 基準額 (1 台 (セット) あたり)	3 補助対象台 (セット) 数
① 次に掲げる機器等 ・ (1) (ア) i で示すテクノロジーのうち、TAIS で「移乗支援 (装着型・非装着型)」 「入浴支援」 に該当するテクノロジー、「介護業務支援」に掲載されているインカム ・ (1) (ア) iii①で示す機器等のうち、TAIS で「移乗支援 (装着型・非装着型)」 「入浴支援」に掲載されているテクノロジーと同水準の機能と判断された機器等、「介護業務支援」に掲載されているインカムと同水準の機能と判断された機器等、(1) (ア) iii②で示す機器のうちバックオフィスソフト以外	1,000 千円	必要と認める数
② 次に掲げる機器等 ・ (1) (ア) i で示すテクノロジーのうち TAIS で「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト ・ (1) (ア) iii①で示す機器等のうち、TAIS で「介護業務支援」に掲載されている介護ソフトと同水準と判断された機器等 ・ (1) (ア) iii②で示す機器等のうちバックオフィスソフト	表 2 の 2 による	
③ (1) (ア) i で示すテクノロジーのうち上記以外のもの又は (1) iii①で示す機器のうち上記以外のもの	300 千円	

④ (1) (ア) ii で示す費用	導入する介護ソフトの経費 と合わせて表 2 の 3 による	
--------------------	----------------------------------	--

ii 介護ソフトおよびバックオフィスソフトの基準額

次の表 2 の第 1 欄に定める区分ごとに、(ア) で算出した額と第 2 欄または第 3 欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約で、介護ソフトおよびバックオフィスソフトのみを導入する場合は第 1 欄に定める区分ごとに第 2 欄に示す基準額、介護ソフトの導入と合わせて (1) (ア) ii の支援を活用する場合は第 1 欄に定める区分ごとに第 3 欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律 250 万円、介護ソフトの導入と合わせて (1) (ア) ii の支援を活用する場合は 265 万円を基準とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和 8 年度中に「ケアプランデータ連携システム」により 5 事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に 5 万円を加算することとする。

(表 2)

1 職員数	2 基準額	3 基準額
1 名以上 10 名以下	1, 000, 000 円	1, 150, 000 円
11 名以上 20 名以下	1, 500, 000 円	1, 650, 000 円
21 名以上 30 名以下	2, 000, 000 円	2, 150, 000 円
31 名以上	2, 500, 000 円	2, 650, 000 円

ただし、i ii 合わせて 1 申請者（法人）当たり 1 年度 8, 000 千円を上限とする。

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入に係る経費

(ア) 補助対象経費（購入費用・初期費用・リース料・レンタル料など）

(1) ア i の介護テクノロジーおよび (1) ア iii ① の機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジーまたは「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できる (1) ア i のテクノロジーおよび (1) ア iii ① の機器等の導入に要する経費

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例：

- ・ 「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器等
- ・ 「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・ 介護ソフト+インカム 等

(イ) 補助率

4／5

(ウ) 補助上限額等

1 事業所当たりの補助対象経費に補助率を乗じた額（千円未満切捨て）と 10, 000 千円（パッケージ型導入支援に合わせて (1) ア ii で示す費用を対象とする場合は 10, 150 千円）を比較して少ない方の額。ただし、1 申請者（法人）当たり 1 年度 16, 000 千円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項の規定による申請は、補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとし、次に

掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請額の算出根拠（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 誓約書（別紙）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類の省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が30万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第10号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少等）
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減
- ただし、補助金の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。
- この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

（補助金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第12号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第13号様式)
- (2) 収支精算書(第14号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 財産管理台帳の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第15号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度の予算に係る大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度2月補正の予算に係る大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金から適用する。

第1号様式(第4条関係)

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付申請書

第 号

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 職・氏 名

年度において、下記のとおり大分県介護テクノロジー導入支援事業を実施したいので、
補助金 円を交付されるよう、大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付
要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的	
2. 事業完了予定年月日	年 月 日

3. 添付書類

- (1) 補助金交付申請額の算出根拠(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) 収支予算書(第4号様式)
- (4) 誓約書(別紙)
- (5) その他知事が必要と認める書類

報告担当者	職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の誓約における確認に利用することに同意します

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
- (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2)暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3)暴力団員が役員となっている事業者
- (4)暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5)暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6)暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7)暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に避難される関係を有している者
- (8)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

〒	
住 所	
(ふりがな)	
法人名	
(ふりがな)	
氏 名	

生年月日 年 月 日 (男・女)



補助金交付申請額の算出根拠

（単位：円）

1. 介護テクノロジー

補助対象経費
補助額

円
円（(E) (J) の合計と800万円のいずれか低い額）

（1）介護業務支援のうち「介護ソフト」または「バックオフィスソフト」

事業所名：

種類	職員数	製品名	補助対象経費 (A)	(B)台数	(C)=(A)×4/5 ※千円未満切捨	(D)基準額	(E)
ブルダウンを選択してください	ブルダウンを選択してください					0	0
「介護ソフトの定着促進支援」を活用する						150,000	0
「介護ソフト定着促進支援」を活用して導入する経費							
居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する						50,000	
小計			0			0	200,000

（2）その他

事業所名：

種類	製品名	補助対象経費 (F)	(G)台数	(H)=(F)÷(G)×4/5 ※千円未満切捨	(I)基準額	(J)((H)(I)のいずれか低い額×(G))
ブルダウンを選択してください				0	0	0
ブルダウンを選択してください				0	0	0
ブルダウンを選択してください				0	0	0
小計		0				0

2. 介護テクノロジーのパッケージ型導入

補助対象経費
補助額

円
円（(N) の合計と1,600万円のいずれか低い額）

事業所名：

分類	製品名	補助対象経費 (K)	台数	(L)((K)×4/5) ※千円未満切捨	(M)基準額	(N)((L)(M)のいずれか低い額)
①介護業務支援（介護ソフト等）						
②①と連動する介護テクノロジー	ブルダウンを選択してください					
③通信環境整備（Wi-Fi等）						
④情報端末（PC・タブレット端末等）						
⑤「介護ソフトの定着促進支援」の活用有無（ブルダウンを選択してください）						
小計		0		0	10,000,000	0

補助対象経費合計	円
補助額合計（1+2）	円

第3号様式(第4条関係)

事業計画書

1. 導入機器名				
2. 導入時期	年	月	日 ~ 年 月 日	
3. 導入台(セット)数				
4. 導入する事業所名および住所	事業所名			
	住所			
5. 導入に要する経費の内訳	項目	金額		
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
	合計		0	円
	6. 補助対象経費の内訳	項目	金額	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
合計		0	円	

第4号様式(第4条関係)

収支予算書

1 収入

項目	予算額	備考
県費補助金	円	
自己負担金	円	
	円	
	円	
計	0 円	

2 支出

項目	予算額	備考
機器導入費	円	
	円	
	円	
	円	
計	0 円	

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付決定通知書

第 号 の
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号 で交付申請のあった 年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金
- 2 補助金の交付決定額 金

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けず、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている財産については、大蔵省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が30万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第10号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、大分県補助金等交付規則、大分県介護テクノロジー導入支援事業実施要領及び大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (13) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更(事業量の20パーセント以内の減少等)
 - イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減
- ただし、補助金の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。
- この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金変更交付決定通知書

第 号 の
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号 で変更承認申請のあった 令和 0 年度
大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金については、下記のとおり変更交付することに決定した
ので、大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

(金 円)

1 補助対象経費

金

(金 円)

2 補助金の交付決定額

金

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている財産については、大蔵省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が30万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第10号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、大分県補助金等交付規則、大分県介護テクノロジー導入支援事業実施要領及び大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (13) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更(事業量の20パーセント以内の減少等)
 - イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減
- ただし、補助金の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。
- この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

第6号様式(第5条関係)

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法 人 名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号の で交付決定通知のあった
年度大分県介護テクノロジー導入支援事業について、下記のとおり変更したいので承認さ
れるよう、大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により
申請します。

記

1. 変更の理由	
2. 事業完了予定年月日	(変更前 年 月 日)
	変更後 年 月 日

(添付書類)

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

(備考)

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよ
う、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

報告担当者	職・氏名	0
	電話番号	0
	メールアドレス	0

(公印省略)
第7号様式(第5条関係)

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号 で提出のあった 年度大分県
介護テクノロジー導入支援事業変更承認申請書については、大分県介護テクノロジー導入支援事業費
補助金交付要綱第5条の規定に基づき、承認します。

担 当	大分県高齢者福祉課 人材確保・DX推進班
電 話	097-506-2785・2783
メールアドレス	donyu-hojo@pref.oita.jp

第8号様式(第5条関係)

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業 (廃止)承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法 人 名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号の で交付決定通知のあった
 年度大分県介護テクノロジー導入支援事業について、下記のとおり したいので
承認されるよう、大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定
により申請します。

記

1. 中止(廃止)の理由	
2. 中止の期間(又は廃止の期日)	
3. 中止(廃止)後の措置	

報告担当者	職・氏名	0
	電話番号	0
	メールアドレス	0

(公印省略)
第9号様式(第5条関係)

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業^(廃止)_{中止}承認通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号 で提出のあった 年度大分県
介護テクノロジー導入支援事業 承認申請書については、大分県介護テクノロジー導入支援事
業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、承認します。

担 当	大分県高齢者福祉課 人材確保・DX推進班
電 話	097-506-2785・2783
メールアドレス	donyu-hojyo@pref.oita.jp

第10号様式(第5条関係)

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法 人 名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号の で交付決定通知のあった
年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が
確定したので、大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第11号の規
定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2) 金 円
- 5 その他
(1)別紙を添付すること。
(2)その他参考となる書類
消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること。

(注)補助金返還相当額がない場合も報告すること。

報告担当者	職・氏名	0
	電話番号	0
	メールアドレス	0

別紙

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補助率(B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備考

(注)1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第11号様式(第9条関係)

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法 人 名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号の で交付決定通知のあった
年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金 円を の方法
により交付されるよう、大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求
します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業	年月日	備考
円	円	円	0 円	年 月 日		

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人（カナ）	

報告担当者	職・氏名	0
	電話番号	0
	メールアドレス	0

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 職・氏 名

年 月 日付け 第 号の で交付決定通知のあった
年度大分県介護テクノロジー導入支援事業について、下記のとおり実施したので、
大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書
類を添えて報告します。併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため、実績のとおり承認され
るよう申請します。

記

1. 事業の効果	
2. 事業完了年月日	年 月 日

3. 添付書類

- (1) 事業実績書(第13号様式)
- (2) 収支精算書(第14号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 財産管理台帳の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

※減額確定でない場合は、不要な事項は二重線により削除すること。

報告担当者	職・氏名	0
	電話番号	0
	メールアドレス	0

事業実績書

1. 導入機器名			
2. 導入時期	年 月 日		
3. 機器を導入した事業所名および台数	事業所名		
	配置台数		
4. 導入に要した経費の内訳	項目	金額	
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
合計		0	円
5. 使用状況及び導入により得られた成果 （事業実績書作成までの使用状況及び導入により得られた成果を記入してください。）			

収支精算書

1 収入

項目	精算額	予算額	増減	備考
県費補助金	円	円	0 円	
自己負担額	円	円	0 円	
	円	円	0 円	
	円	円	0 円	
計	0 円	0 円	0 円	

2 支出

項目	精算額	予算額	増減	備考
機器導入費用	円	円	0 円	
	円	円	0 円	
	円	円	0 円	
	円	円	0 円	
計	0 円	0 円	0 円	

(公印省略)
第15号様式(第11条関係)

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号 で提出のあった 年度
大分県介護テクノロジー導入支援事業実績報告書に基づき 0 年 月 日付け
第 号の による交付決定通知に係る補助金の額 円については、
金 円に確定したので、大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱第11条の
規定により通知します。

※減額確定でない場合は、不要な事項は削除して作成すること。
※減額確定の場合は、補助条件を明示すること。(要綱第5条の規定を転記)

担 当	大分県高齢者福祉課 人材確保・DX推進班
電 話	097-506-2785・2783
メールアドレス	donyu-hojyo@pref.oita.jp